

我が国における行事教育の総合的考察（一）

余公 裕次

A Comprehensive Consideration of Event Education in Japan

Yokoh Yuji

Abstracts

About the future research plan, planned to investigate and consider event education in Japan, focusing on the literature, the following perspectives.

- 1) Event education Longitudinal research on the content and curriculum from pre-WWII to post-war research will be conducted in a complementary manner to the problems of previous research.
- 2) Collect materials mainly from prewar educational magazines in Fukuoka and Nagasaki prefectures, and compare and examine the characteristics of each event education and the differences between the two.
- 3) Consider the relationship from the perspective of cooperation between kindergartens and elementary, junior high, and high school types and the relationship of educational content (curriculum).

This paper considered the characteristics of event education in Japanese kindergartens, the transition of the Course of study for kindergarten, and the transition of the positioning of Event Education in 5 areas, and 5 areas correspond to the goals of kindergarten education in the School Education Law.

Keywords: 行事教育 event education, 保育内容（領域）「環境」 "Environment" Content in Childcare, 保育要領 Childcare and Education Guidelines, 幼稚園教育要領 Course of study for Kindergarten

1 はじめに～行事教育を多方面から考察する意義と研究の背景について

行事教育は、第二次世界大戦前から戦後に掛けて我が国の学校内外で用いられ、特に戦時中あるいは国民学校期に「行事教育論」に特化した経緯をもつ機能概念の教育である⁽¹⁾。筆者は行事教育の定義を「学校の内外にある諸行事を対象とし、講話や掲示あるいは実際の体験や参加を通してその教育的意義を理解させる教育である」とした⁽²⁾。

行事教育という用語は1947（昭和22）年以來今日に至るまで学習指導要領等⁽³⁾には登場しない。しかし、1958（昭和33）年の学習指導要領が告示・施行される前後までは、行事教育の実施の在り方等が盛んに論じられた⁽⁴⁾。行事教育で取り扱われる範囲や対象は、論者によって異なる⁽⁵⁾が、「①国家的祝祭行事」「②習俗的行事」「③社会的啓蒙行事」及び「④学校行事」等の分類、あるいは前述の④を教育課程内の行事、①から③を教育課程外の行事という大別がなされる。かくして、初等中等教育における行事教育は、その後の各学習指導要領において特別活動の学校行事の領域で取り扱うもの、即ち「学校行事」に集約されることとなった。

では、なぜ今日、行事教育を取り上げて多方面からの考察を行う意義があるのか。一つは、今日の特別活動が、1958（昭和33）年の学習指導要領において「特別教育活動」と「学校行事等」の2つの領域に区別して設けられたものが、1968（昭和43）年に改訂・告示された学習指導要領において特別活動の一領域に統合されたことに起因する。特別教育活動と学校行事等は、本来異なる性格をもつものとして区別された。特別教育活動は児童・生徒の自主・自治的活動、学校行事等は学校が計画・実施する活動であり、本来相容れない性格をもつものであった。両者を結ぶものは集団活動であり、「望

ましい集団活動」を前提とした特別活動に統合された。もちろん、昭和 20 年代（試案）から「全校集会」等が児童・生徒の主体性を伴う学校行事的な集団活動として紹介されてはいたが、既に学校教育に定着していた「運動会」「遠足・修学旅行」「学芸会」「（入学式、卒業式等の）儀式」その他（健康診断等）のすべての学校行事を、自主・自治的な集団活動に位置付け得るものかどうか再考したいという問題提起である。

もう一つは、学校教育の最初の学校である幼稚園、即ち幼児教育における「学校」行事の取扱いが、小・中・高の校種とは異なる歴史的な過程を経たために整合性が図られないという今日的な問題が内在すると考えたからである。なお、これまで筆者がしばしば用いてきた「園行事」は、園の学校行事と同義ではないと考えるに至った。現行の幼稚園教育要領において「園行事」に相当する用語は「園内外の行事」⁶⁾であり、第二次世界大戦後から今日に至るまでのいくつかの文献では『園の年中行事』⁷⁾等の用語が見られる。本稿では「園行事」を「園内外の行事」とする。

上述した 2 つの事項以外には、行事教育の実施あるいは取扱いについて地域間の差異があるのではないかという点である。筆者はこれまでに戦前の福岡県教育雑誌に関する行事教育について論考し発表してきた⁸⁾。現在勤務している長崎県は、歴史的に多彩な文化を有する地域である。多大な戦災を被ったために、戦前から戦後間もない時期における本県の資料の多くが消失している可能性は否めない。しかし、本県における戦前、戦後を通じた教育について収集し得る資料を検討し⁹⁾、行事教育や、幼児期の教育と初等教育の教育内容の特色等を明らかにし、福岡県等との差異を考察することは意義があると考えられる。

以上のような問題意識を基に、我が国における行事教育を次のような視点から文献を中心に調査し考察する。

- 1) 行事教育について第二次世界大戦前から戦後に掛けての教育内容や教育課程についての縦断的研究を、これまでの研究の課題解決等を補完的に行う。
- 2) 行事教育について、福岡県及び長崎県における戦前の教育雑誌等を中心に調査して資料を収集し、それぞれの特色や両者の差異について比較検討する。
- 3) 幼稚園及び小・中・高の校種間の連携や教育内容(教育課程)の連関の視点から関係的に検討する。

本稿では、3) の視点における「戦後の幼児教育における行事」の教育課程上の位置付けについて幼稚園教育要領の変遷を基に考察する¹⁰⁾。

2 戦後の幼稚園教育要領等における行事の位置付けについて

まず、保育要領から現行の幼稚園教育要領に至るまでの教育・保育内容の変遷を俯瞰する。

1) 保育要領（1948）における行事の位置付け

1947（昭和 22）年に教育基本法、これに基づき学校教育の根幹を法的に規定した学校教育法が制定され、同年に子どもの将来にわたる社会的な養護を保障する児童福祉法も制定された。これらの法令により、幼稚園は学校教育体系の一つに、保育所は児童福祉施設の一つに位置付けられることとなった。このような新たな教育・保育の動向の中で、文部省が幼児教育の在り方を示すものとして刊行されたものが、1948（昭和 23）年の『保育要領－幼児教育の手びき－』である。本書は、幼児教育の在り方について、幼稚園をはじめとして保育所や家庭も範疇に入れて述べられている。ただし、保育所は既に児童福祉法に基づいて児童福祉施設として明確に位置付けられたため、本書は保育所における断片的な保育を幼児教育の立場から述べたにとどまる。しかし、保育要領は幼保一元化を視野に入れて文部省が刊行したことに意義があると言える。本書における保育内容は、「六幼児の保育内容－楽しい幼児の経験－」に 12 項目が掲げられ、保育内容が「楽しい」ものであり「経験」されるものとして示された。この 12 項目は、「1 見学」「2 リズム」「3 休息」「4 自

由遊び」「5 音楽」「6 お話」「7 絵画」「8 製作」「9 自然観察」「10 ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居」「11 健康保育」「12 年中行事」であり、それぞれ解説がなされている。これらの項目は、保育の内容にとどまらず、保育方法・手段（見学、観察）や時間（休息＝午睡に相当）なども含まれており、多面的な内容項目であることがうかがわれる。本項で取り上げる対象の一つが第12項目の「年中行事」である。

年中行事の記載内容について紹介すると、「幼児の情操を養い、保育に変化と潤いを与え、郷土的な気分を作ってやる」ことができることから、できるだけ保育にとり入れることが必要であると説いている。そして、「古来から行われている年中行事、ことに祭などは、子供が参加し、楽しむ行事になっている」とし、「三月のひな祭」、「五月の端午の節句」、「七月のたなばた」などは子どもを中心にした行事であり「これをそのまま保育に取り入れて、ともに楽しみ合う気持を養うことができる」と述べている。また、年中行事には「自然物がきわめて巧みに取り入れられている」とし、「ももの節句」、「しょうぶの節句」、「月見の秋の七草」、「クリスマスツリー」などが「生活を自然に結びつけさせる味」があるとしている。さらに、「人間の美しい気持を表現している」行事や「慈悲・博愛・感謝・報恩の人間的な美しい精神や社会的生活の楽しさを表わしている」行事すなわち「母の日」、「彼岸会（え）」、「国の記念日」、「祝祭日等」を掲げている。これらの行事について、自然や人間・社会と関係する事柄が、後の幼稚園教育要領において6領域の「社会」と、5領域の「環境」に位置付けられる内容が示されている。

ここで注目すべき点に、「園の行事」として「創立記念日」、園児や先生の「誕生日の会」などを取り上げられていることが挙げられる。さらに「この機会をとらえて幼児に集会の作法を正しく教えたい」という実施の在り方についても触れている。これらは自然物や季節感を表す年中行事ではなく、「園内の行事」「園内の年中行事」であり、その取扱い方について取り上げられていることは注目に値する。

2) 幼稚園教育要領（1956）における行事の位置付け

文部省は、1956（昭和31）年『幼稚園教育要領』を発刊した。先に刊行した『保育要領』が幼稚園だけでなく保育所及び家庭における保育を対象としたのに対し、本要領は幼稚園における幼児教育の教育課程の基準を示すものとして全面的な改訂を行った。保育内容（幼稚園教育の内容）は6つの領域として「1 健康」「2 社会」「3 自然」「4 言語」「5 音楽リズム」「6 絵画製作」が示された。また、幼児教育は、小学校以上の学校における教育とは、その性格を大いに異にするものであるという要点が示された。しかし、この保育内容については、6つの領域が小学校教育での教科に準じているという誤解や批判を受けることとなった。

本要領における6つの領域は、それぞれ「(1) 幼児の発達上の特質」とその特質に応じた「(2) 望ましい経験」が示された。「2 社会」は以下のように示され、内容は「(2) 望ましい経験」の中で、8分節44項目が示された。

<p>2 社会</p> <p>(1) 幼児の発達上の特質</p> <ul style="list-style-type: none"> ○何でもひとりでやりたがるようになる。 ○自分のものと他人のものとの区別が、一応できるようになる。 ○所有欲や独占欲が強い。 ○好きな遊びや作業に熱中する。 ○同じ事がらに対する注意や興味が長続きしない。 ○泣いたり笑ったり、情緒の動揺や変化が激しい。 ○集団の仲間にはいれるようになる。 	<p>※傍線：筆者</p>
---	---------------

- ひとに認められたがる。
- 模倣的な行動が多い。
- 試行錯誤的行動が多い。

(2) 望ましい経験

- 1 自分でできることは自分です。
 - ひとりで衣服を着たり、脱いだり、はき物をはいたりする。
 - 仕事や遊びに使うものは、自分で用意をしたりかたづけたりする。
- 2 仕事をする。
 - 仕事を熱心にする。
 - 仕事をくふうしてする。
 - 仕事を完成する。
 - 仕事をやりそこねたら、またやりなおす。
 - 進んで仕事を手伝う。
- 3 きまりを守る。
 - 自分の持物、幼稚園の遊具や道具などを、きまった場所に置く。
 - 遊びや仕事のきまりを守る。
 - 幼稚園に来たとき、帰るときにあいさつをする。
 - へやのなかや廊下のきまりに従う。
 - 特別な場所へ行くときは、どこへ行くかを告げ、許しを得る。
 - 教師や友だちとの約束を守る。
 - みちくさをしない。
 - きめられたとおり、道路を往復する。
- 4 物をたいせつに使う。
 - ひとの物を使うときは、許しを得る。
 - 仕事や遊びの道具を、正しくたいせつに使う。
 - 共同の道具や遊具は、みんなで公平に使う。
 - 色紙や絵の具など、材料をむだに使わない。
 - 物を紛失しないように気をつける。
 - 物を紛失したときは、すぐにその旨を届ける。
 - 落とし物は、拾ってすぐに届ける。
- 5 友だちと仲よくしたり、協力したりする。
 - 友だちと仲よく遊ぶ。
 - だれとでも仲よくする。
 - 友だちがほめられたら、みんなで喜んであげる。
 - 困っている友だちを見たら、助けてあげる。
 - 親切にしてもらったら「ありがとう」をいう。
 - 友だちの仕事や遊びのじゃまをしない。
 - あやまって迷惑をかけたら、すぐにあやまる。
 - 友だちのあやまちを、互に許し合う。
 - グループに割り当てられた仕事は、みんなで協力する。
 - 仕事や遊びの道具を独占しないで、みんなで順番に使う。
 - リーダーになったり、従う人になったりする。

- 6 人々のために働く身近の人々を知り、親しみや感謝の気持ちをもつ。
- 幼稚園には、園長その他の教師や、働く人のいることを知る。
 - 自分たちは、親や幼稚園の教師をはじめ、多くの働く人々の世話になっていることを知り、感謝の気持ちをもつ。
 - 郵便配達・車掌・巡査・農夫など、身近な働く人々に親しみをもつ。
 - 停車場・郵便局・消防署・工場・商店などを見に行く。
 - ままごと・乗物ごっこ・売屋ごっこなどのごっこ遊びをする。
- 7 身近にある道具や機械を見る。
- 自転車・電車・汽車・自動車・飛行機などを見る。
 - 乗物が人や物を運んでくれることを知る。
 - 建造物やいろいろな道具・機械類に関心を寄せる。
- 8 幼稚園や家庭や近隣で行われる行事に、興味や関心をもつ。
- 遠足・運動会・発表会・誕生会・ひな祭りなど、幼稚園の行事に喜んで参加する。
 - 近くの小学校で催される運動会などの行事を見に行ったり、参加したりする。
 - みんなといっしょに国の祝日などを楽しむ。

行事は、傍線を付したように、(2)の第8に3項目から示された。ここでは、園内外の行事に興味・関心をもたせることは述べられているが、具体的な方途については述べられていない。同時期に刊行された「小学校学習指導要領」(1958)では、はじめて「学校行事等」の領域が登場し、学校行事等が「学校が計画し実施する教育活動」であることが明記された⁽¹¹⁾。園の行事についても形式的な参加を強いることになった可能性が想定される。

3) 幼稚園教育要領(1956)における行事の位置付け

1964(昭和39)年の改訂では、「幼稚園教育要領」は「告示」として公示され、法的な拘束力のある基準性を有するものとなった。

内容の構成については、改訂前と同じ6領域であるが、幼稚園教育の基本原則としての「具体的、総合的な経験や活動を通して達成される」ことや「望ましい幼児の経験や活動を適切に選択し配列して、調和のとれた指導計画を作成」して実施すること、「指導する事項をいたずらに多くしたり、程度の高すぎるねらいを達成しようとしたりして、幼児の負担過重とならないようにし、またその趣旨を逸脱しないように」すること、「幼稚園教育の特質に基づき、各領域は小学校における各教科とその性格が異なるものであることに留意しなければならない」ことが示され、6領域が小学校の教科指導のような取り扱いに陥らないことが明記された。また、内容の後半に留意事項が加えられ、内容の取り扱いと指導の要点が示された。

さらに、各領域の指導の詳細を解説した指導書が刊行され、幼稚園の教育内容が幼児の生活経験に即し、その興味や欲求を生かして、総合的な指導が行われるように整備された。

社会の内容は、3分節27項目として以下のように示された。

- | | |
|--|--------|
| 社 会
1 個人生活における望ましい習慣や態度を身につける。
(1) 自分でできることは自分です。
(2) 明るくのびのびと行動する。
(3) 物をたいせつにする。
(4) 規律のある生活をする。
(5) 自分の思つたことをすなおに正直にいう。 | ※傍線：筆者 |
|--|--------|

- (6) 遊びや仕事を熱心にし、最後までやりとおす。
 (7) よい悪いの区別ができるようになり、考えて行動する。
- 2 社会生活における望ましい習慣や態度を身につける。
- (1) 喜んで登園し、先生に親しみ、幼稚園の生活に慣れる。
 (2) 友だちと仲よく遊んだり仕事をしたりする。
 (3) 父母や先生などに言われたことをすなおにきく。
 (4) 人に親切にし、親切にされたら礼をいう。
 (5) 人に迷惑をかけたらすなおにあやまり、人のあやまちを許すことができる。
 (6) 友だちの喜びをいっしょに喜ぶことができる。
 (7) 先生や友だちと約束したことを守る。
 (8) 自分の物と人の物の区別ができる。
 (9) 共同の遊具や用具をたいせつにし、ゆずりあって使う。
 (10) 遊びのきまりを守る。
 (11) グループを作って遊びや仕事をする。
 (12) 学級やグループの中で役割を受け持って仕事をするすることができる。
 (13) 身近な公共物をたいせつにする。

3 身近な社会の事象に興味や関心をもつ。

- (1) 幼稚園や家庭ではみんなが助けあっていることを知り、親しみをもつ。
 (2) 幼稚園、家庭、近隣などには自分たちのために働いている人がいることを知り、親しみをもつ。
 (3) 自分たちの生活と特に関係の深いいろいろな公共施設や交通機関などに興味や関心をもつ。
 (4) いろいろな人が、いろいろな場所で働いて、人々のために物をつくっていることに気づく。
 (5) 身近な世の中のできごとに興味や関心をもつ。
 (6) 幼稚園の行事に喜んで参加する。
 (7) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。

行事は、第3の(6)(7)に、行動や態度のねらい(目標)として示された。改訂前における3つのねらいが2つに集約されている。記述内容も「遠足・運動会・発表会・誕生会・ひな祭りなど」が「幼稚園の行事」に端的にまとめられた。また、「幼稚園内外の行事」「『国旗』に親しむ」の表現が登場し、その後踏襲される記述として注目したい。

4) 幼稚園教育要領(1989)における行事の位置付け

幼稚園教育要領は長らく改訂されなかったが、1989(平成元年)年、25年ぶりに改訂・告示された。今回の改訂では、各領域に「ねらい」と「内容」が示され、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つに変更された。

各領域のねらいは、「幼稚園修了までに育つことが期待される心情、意欲、態度など」であり、内容はその「ねらいを達成するために指導する事項」であるとした。各領域については、幼児の発達の側面から「心身の健康に関する領域『健康』」、「人とかかわりに関する領域『人間関係』」、「身近な環境とかかわりに関する領域『環境』」、「言葉の獲得に関する領域『言葉』」、「感性と表現に関する領域『表現』」という説明的な用語を付して示された。この領域の改訂については、学校教育法における幼稚園教育の目標に関連していると考えられる。

学校教育法は、1946(昭和21)年に公布された日本国憲法に基づき、教育基本法等とともに1947(昭和22)年に制定・公布された。幼稚園についての規定は、第一条、及び第七十七条から第八十二条に掛けてである。この中で、第七十八条に、幼稚園が達成に努めるべき目標が示されている。

学校教育法（昭和22年〔1947年〕3月31日 法律第26号）

第七十八条

幼稚園は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。
- 三 身近の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。
- 四 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。
- 五 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。

この幼稚園教育の目標の第一節から第五節までが、そのまま5領域のねらい・内容に即応している。即ち、6領域の内容は、本要領において学教育法の目標に準拠する内容に編成されたと考えられる。ただし、このことを指摘する先行研究はほとんど見当たらない。

行事については、領域「環境」の中に含まれた。本領域のすべての記述を以下に記載する。

環境

※傍線：筆者

u003c/div>

〔この領域は、自然や社会の事象などの身近な環境に積極的にかかわる力を育て、生活に取り入れていこうとする態度を養う観点から示したものである。〕

1 ねらい

- (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
- (2) 身近な環境に自分からかかわり、それを生活に取り入れ大切にしようとする。
- (3) 身近な事象を見たり考えたり扱ったりする中で、物の性質や数量などに対する感覚を豊かにする。

2 内容

- (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- (2) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- (3) 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。
- (4) 身近な動植物に親しみをもって接し、いたわったり大切にしたりする。
- (5) 身近な物を大切にする。
- (6) 身近な物を使って考えたり試したりするなどして遊ぶ。
- (7) 遊具や用具の仕組みに関心をもつ。
- (8) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。
- (9) 生活に関係の深い情報や施設などに関心をもつ。
- (10) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。

3 留意事項

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い共感し合うことなどを通して自分からかかわろうとする意欲を育てるとともに様々なかかわり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。
- (2) 数量などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切に、数量などに関する興味や関心、感覚が無理なく養われるようにすること。

183

上記記述の冒頭にあるように、「環境」の領域は「自然や社会の身近な環境」を対象とする点で、改訂前の「社会」と「自然」を統合したことになるが、「社会」の内容の多くは、新領域では「人間関係」の内容として位置付けられることになった。

ここで注目すべきことを2点から述べたい。一点目は、「環境」における10項目のうち、(1)から(8)までの項目が「自然」や「数理」の事象に関する内容であり、「社会」の事象に関する内容が僅少になっていることである。このことから、「環境」の領域に「行事」が位置付けられていることへの違和感が生じる。二点目は、「(10) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ」の内容の特殊性である。本要領について指導の在り方を解説した『幼稚園教育指導書』（1989）では、幼稚園や地域の行事への参加を通して、自然に行事に親しみをもたせることが述べられている。しかし、要領の記述に、行事を通して親しませる対象は国旗のみであり、行事を通して季節感や親近感、集団への所属感を感得することには触れていない。行事を通してなされることは「国旗に親しむ」ことのみ述べられているのである。国民としての意識の涵養を図り国旗に接する機会をつくることに特化していることが第二の違和感であり特殊性である。

5) 幼稚園教育要領（1998）における行事の位置付け

1998（平成10）年に改訂・告示された本要領では、完全学校五日制の下、ゆとりある教育活動を展開し、豊かな人間性や自ら学び自ら考える力など「生きる力」の基礎を育成することが唱えられた。特に、幼児教育は「環境を通しておこなう」という方法原理が示され、小学校以上とは性格が異なる教育の特性が強調されることとなった。ただし、「環境」の概念は、幼児教育における方法原理としての「環境」と、保育内容（領域）としての「環境」という多義性の問題が生じ、この両者はしばしば混用されることとなった⁽¹²⁾。領域の大枠については改訂前と大きな変更はなく、行事についても領域「環境」の中に含まれた。

領域「環境」の記載内容は以下の通りである。

<p>環境</p> <p>周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</p> <p>1 ねらい</p> <p>(1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。</p> <p>(2) 身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</p> <p>(3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。</p> <p>(2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。</p> <p>(3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。</p> <p>(4) 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。</p> <p>(5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。</p> <p>(6) 身近な物を大切にする。</p> <p>(7) 身近な物や遊具に興味をもってかかわり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。</p> <p>(8) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。</p> <p>(9) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。</p>	<p>※傍線：筆者</p>
---	---------------

(10) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。

(11) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

(1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境とかかわり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。

(2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然とのかかわりを深めることができるよう工夫すること。

(3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分からかかわろうとする意欲を育てるとともに、様々なかかわり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。

(4) 数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切にし、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。

領域「環境」のねらいは改訂前とほとんど記述内容に変化はない。内容は(9)の1項目が増え、11項目となった。今回の改訂でも、行事についての記述は「幼稚園内外の行事において国旗に親しむ」であり、改訂前と同一である。また、「内容の取り扱い」の留意事項が(1)から(4)まで示されたが、行事の取り扱いには言及されていない。

6) 幼稚園教育要領(2008)における行事の位置付け

2008(平成20)年の改訂では、発達や学びの連続性を踏まえ「生きる力」の基礎を育むために、「遊び」を中心とした保育の充実を図ること、幼小の円滑な接続を目指すことや、家庭生活との連続性・子育て支援の充実を図ること等の要点が示された。

領域「環境」のねらい・内容は改訂前とほとんど同一である。「3 内容の取り扱い」の記述の中で「(2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然とのかかわりを深めることができるよう工夫すること」が述べられ、「環境」は自然環境を中心とした領域であるという認識を助長することになった。

7) 幼稚園教育要領(2017)における行事の位置付け

現行の改訂では、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の三法令における幼児教育・保育施設の基準が統一的に示されたこと、幼・小・中・高における「生きる力」を育成する3つの資質・能力に一貫性が図られた。幼稚園教育要領等では、「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」(10の姿)が示され、幼稚園幼児指導要録等に記述されることを通じて小学校との円滑な接続に資するツールとして期待されている。

領域「環境」のねらい・内容は、改訂前の大枠を踏襲しながら、新しく「(6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。」の内容が付け加えられた。この内容の取り扱いについては、「(4) 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。」が示され、園内外の行事等についての言及がなされている。従前の行事に関する項目は、「(12) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。」として継続して示されている。

これらの幼稚園教育要領等における幼児教育課程と行事の位置付けの移り変わりを体系的に示すために図1に整理した。

図1 【幼稚園教育要領等の教育課程の変遷 ※「行事」の取扱いに着目して】

法規	1947(昭和22) 学校教育法 他		2007(平成19)改正 学校教育法他				
幼稚園教育の目的(目標)	○「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」 ※旧学校教育法 第77条		○「幼稚園は、義務教育その後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」 ※現行学校教育法 第22条				
年齢期間	○満3歳から小学校就学始期に達するまでの幼児期 ※旧学校教育法 第80条		※現行学校教育法 第26条				
教育要領	1948(昭和23) (保育要領)	1956(昭和31)	1964(昭和39)	1989(平成元)	1998(平成10)	2008(平成20)	2017(平成29)
内容(領域)	○12項目 1 見学 2 リズム 3 休息 ~ (略)	○6領域 ・健康 ・社会 ・自然 ・言語 ・絵画製作 ・音楽リズム	○5領域 ・健康 ・人間関係 ・環境 ・言葉 ・表現	○5領域中の「環境」 (10)「幼稚園内外」の行事において 内容の記述は同一		○幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)	
行事の取扱い	○12項目中の「12 年中行事」	○6領域の「社会」 8 幼稚園、家庭、近隣の行事への興味や関心	○3 身近な~事象 (6) 行事への参加の国旗に親しむ	○11「幼稚園内外」の行事において 内容の記述は同一		○12「幼稚園内外」の行事において 内容の記述は同一	
方法原理	○幼児の特質に適した方法で 【生活主義】	○経験、体験重視 望ましい経験を獲得させる保育 【教科主義】	○教師主導の保育 【活動主義】	○子どもが生み出す活動を前提 ○環境を通して行う保育		○「遊び」中心の教育を前提とした保育	
計画・日数・週数・時間	○日課例 ※日課等の規定なし 8:00~9:00 登園 13:00(15:00)降園	○登園日数 ・200日以上 ○保育時間 ・一日4時間	○登園日数 ・220日以上	○登園週数 ・39週を下回らない		○教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動	
その他		○指導計画作成の必要に言及	○領域事の指導書が刊行	○「生きる力」の基礎の育成を提唱		○「生きる力」を育成するための柱/3つの資質能力	

【筆者作成】

3 考察

幼稚園教育要領等における行事（年中行事、園内外の行事等）と各要領における領域への位置付けを概観した。本章では、各要領における領域と行事の位置付けの変遷の特質を整理する。

1) 幼稚園教育要領の内容（領域）「環境」に関する変遷の特質について

これまで述べてきたように、幼稚園における教育内容は戦後の『保育要領』における「幼児の保育内容－楽しい幼児の経験－」として示され、幼稚園教育要領における6領域の時期を経て5領域に編成され、今日の現行要領に至る。前章の4)節で、5領域は学校教育法における第七十八条「幼稚園教育の目標」の第一節から第五節に則していると指摘した。学校教育法は、制定後60年を経て2007(平成19)年に大改正が行われた。幼稚園教育の目標は第二十三条に次のように示されている。

一	健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
二	集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
三	身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
四	日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、

相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

前章4) 節に掲げた改正前と一部文言は異なるが、5 領域のねらい・内容と合致することは相違ない。第三の「身近な社会生活、生命及び自然」が5 領域における「環境」の用語が充当されたと推察される。

しかし、学校教育法における幼稚園の目的（第二十二條）は「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」（傍線：筆者）と示され、幼児教育が「環境」を通して成されることが法的根拠のある文言であることも自明である。このようにして、幼児教育における「環境」が多義性を保ちながら、今日まで多用されてきた。この「環境」に関する多義性が幼稚園教育要領あるいは幼稚園教育における特質であり、小学校以降の学習指導要領にはうかがわれない点である。

2) 幼稚園教育要領における「行事」の位置付けの特質について

幼稚園内外の行事は、『保育要領』において12 番目の項目に「年中行事」として示され、その後の『幼稚園教育要領』では、6 領域の時期では領域「社会」に、5 領域の中では「環境」に、それぞれ位置付けられてきた。前章の4) の終末で若干取り上げたが、1989 年以後の5 領域において掲げている文言は「幼稚園内外の行事において国旗に親しむ」の一文で一貫している。しかし、園内行事を通して感得できる心情や態度には季節感、集団への所属感などが重視されて然るべきであるが、これらのことには5 領域の中では一貫して改められたことがない。この「行事において国旗に親しむ」という態度の涵養に特化していることが、行事の位置付けに関する特質であると考えられる。

4 おわりに～今後の課題と見通し

幼稚園教育要領等の変遷における領域「環境」の特質と行事の位置付けに関する特質を挙げたが、これらの特質が必ずしも望ましいものであるとは考えていない。「幼稚園教育あるいは幼児教育は小学校以上の教育とは性格が異なる」という点については、「遊びを通じた総合的な指導」及び「環境を通して行われる教育」という方法原理についてであり、各領域の内容の是非を指しているのではない。幼・小・中・高の教育について3つの資質・能力を通じた一貫性をもたせることは共有化された。子どもの育ちを「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を通して小学校への円滑な接続に資することも実現できる見通しである。では、教育課程あるいは教育内容についてはどうか。5 領域と小学校以降の教科・領域の関係については、生活科の理念以外には生活科も含めておよそ共有化されているとは言い難い。今回の行事の位置付けの特質をはじめ、双方の領域、教科等の内容の妥当性や系統性が検討されていないことに大きな課題がある。幼児教育における保育内容（領域）の再構成について検討することは今後の課題であると考えられる。

冒頭（第一章）で、行事教育の総合的考察に関する対象（内容や範囲、校種等）を述べ、学校種の最初の学校として、本稿ではまず幼稚園を取り上げた。しかし、明治期の学制発布から戦前・戦後を通して重視されたきた学校種は小学校（初等教育）であり、行事教育も小学校等を中心に展開されてきた。幼稚園における行事は、小学校の行事教育と関連しながら展開してきたことについても言及する必要がある。このことも今後改めて検討したい。

〔註〕

- (1) 行事教育に関する主な成果物（論文）として、以下の2点を挙げるができる。
- 1) 拙稿「我が国における第二次世界大戦後の行事教育に関する考察」『九州大学大学院教育学コース院生論文集 飛梅論集』第12号、pp.35-48、2012年。
 - 2) 拙稿「我が国における第二次世界大戦前の行事教育に関する考察－行事教育論の形成過程を中心として－」『日本特別活動学会紀要』23号、pp.67-76。
- (2) 前掲論文「我が国における第二次世界大戦後の行事教育に関する考察」、p.38。
- (3) 学習指導要領等には、告示される以前の試案、幼稚園教育要領（保育要領）・幼保連携型認定こども園教育・保育要領を含む。
- (4) 例えば、戦前の綴り方教育、戦後の国語教育・児童文学を推進した滑川道夫は、「行事を中心とした時事的な生きいきした教育活動が尊重されることは、戦前戦後を問わない。戦前において『行事教育』や『講話揭示教育』という月刊雑誌や単行本が刊行されていたのは、こうした面の教育活動が尊重され、その資料がいかに教育者から要望されてきたかという事実を示すものである。」と述べている。（牧教育研究室『講話揭示教育資料集成』牧書店、1954年、「はしがき」p.1。）行事教育の用語が1950年代を境に用いられることが少なくなるのは、1958（昭和33）年の学習指導要領に「学校行事等」の領域が新設されたためと推察される。
- (5) 梅根（1949）は、行事を「国家的祝祭行事」「習俗的行事」「社会的啓蒙行事」及び「学校行事」に分類し、その中から生活単元に取り上げ得る行事を選定してコア・カリキュラムに位置付けることの価値を論じている。（梅根悟「コア・カリキュラムと行事－行事は単元になるだろうか－」コア・カリキュラム連名『カリキュラム』第9号、誠文堂新光社、pp.6-9。）
- (6) 2017（平成29）年告示の「幼稚園教育要領」における第2章 領域「環境」の内容（11）では「幼稚園内外の行事（において国旗に親しむ。）」と述べられている。なお、この幼稚園教育要領と同時に告示された3法令の他2つにおいては、保育所保育指針では「保育所内外の行事（において国旗に親しむ。）」、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では「幼保連携型認定こども園内外の行事（において国旗に親しむ。）」と述べられている。
- (7) 例えば、昭和20～30年代に出版された幼児教育関係の書籍名に『園の年中行事』（奈良女子大学幼稚園編、ひかりのくに出版、奥付なし）、『幼児と低学年のための年中行事の話』（高橋良和、推古書院、1949年）がある。近年の書籍名としては『保育に生かせる！年中行事・園行事 ことばかけの本』（横山洋子他、学研、2014年）があり、書籍名においては年中行事と園行事が区別されているが、記載上の区別はなく月毎におおよその時間軸に沿って園内外の行事の記載がなされている。
- (8) 教育史学会 第60回大会における「1930年代から1940年代前半に於ける福岡県教育会『福岡県教育』に掲載された行事教育の検討」（横浜国立大学、2016年）、同学会 第61回大会における「我が国における第二次世界大戦前の行事教育に関する研究－1930年代から1940年代前半の『福岡県教育』掲載記事検討による意義と限界－」（岡山大学、2017年）、同学会 第63回大会における「第二次世界大戦前の行事教育論における集団性の検討－1930年代から1940年代前半までの『福岡県教育』掲載記事を通して－」（静岡大学、2019年）など。
- (9) 今回の考察にあたり、戦前及び戦後に長崎県教育会が刊行した以下の1)から4)の本県教育通史編・資料編等を調査し、初等教育・幼児教育に関する資料の収集を試みた。幼稚園や各種学校の就園児・就学児童生徒や園数・学校数、教員数の変遷等の概要は確認できた。しかし、幼稚園の教育内容については、戦前の幼稚園令、戦後の保育要領・幼稚園教育要領といった全国的な制度や内容の趣旨が紹介される程度にとどまっている。今後、本書の精査とともに、長崎県教育会雑誌・会報等を調査していく必要がある。
- 1) 長崎県教育会『長崎県教育史』上巻、1942年（復刻版：1975年、臨川書店）。

- 2) 長崎縣教育會『長崎縣教育史』下卷、1943年（復刻版：1975年、臨川書店）。
- 3) 長崎県教育会『長崎県教育史』長崎県教育委員会、1976年。
- 4) 長崎県教育会『長崎県教育史 資料編』長崎県教育委員会、1976年。
- (10) 既に幼稚園教育要領等における行事の位置付けの変遷については、拙稿「幼児教育における行事指導の特質に関する考察」（総合学術研究論集第10号、2020年、pp.87-92）で取り上げたが、本稿は、行事教育という観点に立つ価値付け、各要領の変遷の詳述、5領域のねらい・内容が学教育法における幼稚園教育の目標との整合が図られていることという考察、図の項目内容の充実を図り再考し、前稿からの内容の深化を図った。
- (11) 小学校指導要領（1958）は、同時期の幼稚園教育要領と同様に法的拘束力をもつ形で告示され、小学校の教育課程の基準を明確に示すものとなった。特に「学校行事等」は、「特別教育活動」とともに、教科以外の領域として示された。その後の改訂学習指導要領では、「学校行事等」は「特別教育活動」を併せて「特別活動」の領域に統合される。
- (12) 筆者は、方法原理としての「環境」概念と保育内容（領域）「環境」の差異について5領域の教材についても調査しているが、例えば『保育内容：環境』（A社）の章構成は①物的環境、②自然環境、③情報環境、④地域環境、⑥人的環境であった。監修や協力に大学、幼稚園、保育園名もあり、幼児教育関係者においても混乱があることがうかがわれる。